



# 鳥取県公報

平成12年4月18日(火)  
第7172号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	種畜証明書の有効期限の延長（畜産課）…………… 1
	定期種畜検査の実施（ 〃 ）…………… 1
	土地改良区の役員の住所の変更（耕地課）…………… 2
	県営土地改良事業の工事の完了（ 〃 ）…………… 2
	保安林の指定の解除予定（森林保全課）…………… 2
	基本測量の実施（管理課）…………… 3
	公共測量の実施（ 〃 ）…………… 3
	都市計画の変更（2件）（都市計画課）…………… 3
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）（ 〃 ）…………… 4
	鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）…………… 5
◇ 監査委員 告示	包括外部監査契約の締結…………… 5
◇ 内水面漁 管委告示	平成12年度第5種共同漁業権者に係る増殖目標量…………… 5
◇ 公 告	平成11年度鳥取県公文書公開条例の運用状況（県民室）…………… 6
	土地収用法による審理の開催（管理課）…………… 7
	採石業務管理者試験の実施（河川課）…………… 7
◇ 調達公告	落札者の決定（会計課）…………… 8
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施（消防課）…………… 9

## 告 示

### 鳥取県告示第260号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から平成11年度定期種畜検査を受けた種畜の現在交付されている種畜証明書の有効期限については、当該種畜に係る平成12年度定期種畜検査の日まで延長した旨の通知を受けたので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県告示第261号

家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省第96号）第2条第1項の規定に基づき、農林水産大臣から平成12年度定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同条第2項の規定により告示する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

検 査 日 時	検 査 場 所	家畜の種類
平成12年 5月16日 午前10時から	八頭郡河原町大字北村 鳥取放牧場兵円分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
平成12年 5月16日 午後1時から	東伯郡赤碓町大字湯坂 中央家畜市場	〃
平成12年 5月16日 午後3時から	東伯郡赤碓町大字出上 家畜改良センター鳥取放牧場	〃
平成12年 5月17日 午前10時から	西伯郡西伯町大字絹屋 鳥取県中小家畜試験場	〃
平成12年 5月17日 午前11時から	西伯郡西伯町大字下中谷 有限会社山水園西伯AIセンター	〃
平成12年 5月17日 午後1時から	東伯郡赤碓町大字松谷 鳥取県畜産試験場	〃

**鳥取県告示第262号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり名和町土地改良区から役員の住所に変更を生じた旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成12年 4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

理 事	佐 谷 勉	変更前	西伯郡名和町大字高田2055
		変更後	西伯郡名和町大字高田2056
〃	山 脇 喜代志	変更前	西伯郡名和町大字門前1095
		変更後	西伯郡名和町大字門前1096

**鳥取県告示第263号**

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成12年 4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営中山間地域総合整備事業大河原地区区画整理	平成12年 3月24日

**鳥取県告示第264号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成12年 4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡河原町大字高福字大ガンキヤウ宮ノ上775-3・775-8（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
  - 3 解除の理由  
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び河原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第265号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 基本測量（2万5千分の1地形図修正測量作業）
- 2 作業期間 平成12年5月8日から平成13年3月16日まで
- 3 作業地域 米子市、境港市、西伯郡西伯町及び会見町並びに日野郡日南町

**鳥取県告示第266号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、岩美町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 作業種類 公共測量（公共下水道事業に伴う地形図作成） 縮尺500分の1
- 2 作業期間 平成12年3月28日から同年9月29日まで
- 3 作業地域 岩美郡岩美町大字浦富、大字新井及び大字牧谷地内

**鳥取県告示第267号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
米子境港都市道路3・4・12号米子駅福生線及び3・4・31号車尾上福原線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
  - (1) 3・4・12号米子駅福生線  
追加する部分  
米子市上福原字西ノ前  
変更する部分  
米子市上福原字一町田並びに上福原一丁目及び上福原二丁目

(2) 3・4・31号車尾上福原線

追加する部分

米子市車尾字前河原、字下前河原、字東宮ノ前、字東古川尻、字西古川尻及び、字西浜中並びに福原字南浜中、字上砂田、字中浜中、字砂田、字下築田及び字西ノ前並びに上福原一丁目

#### 鳥取県告示第268号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更したので、同条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示する。

当該都市計画の図書は、鳥取県土木部都市計画課（鳥取市東町一丁目220）において公衆の縦覧に供する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画臨港地区 境港臨港地区

2 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

境港市昭和町、大正町、浜ノ町及び弥生町並びに外江町字矢尻川東、字三軒屋灘及び字大杖

追加する部分

境港市外江町字油田、字内荒山及び字外荒山並びに中野町、福定町、竹内町、美保町、高松町、新屋町、竹内団地及び上道町

#### 鳥取県告示第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、岩美町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

岩美都市計画下水道 岩美町公共下水道

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

#### 鳥取県告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 都市計画の種類及び名称

米子境港都市計画地区計画 境港新都市地区地区計画

2 縦覧場所

鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第271号

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成12年4月20日から施行する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

第2号の表鳥取県信用漁業協同組合連合会の項中「株式会社山陰合同銀行境本町支店」を「株式会社山陰合同銀行境港支店」に改める。

監 査 委 員 告 示

鳥取県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結したので、同法第252条の36第5項の規定により次のとおり告示する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 契約の相手方 住所 米子市道笑町二丁目242  
氏名 高橋 務
- 2 契約の始期 平成12年4月3日
- 3 契約の金額 20,000,000円を上限として、執務費用及び実費を勘案して算定する額
- 4 契約金額の支払方法 監査の結果に関する報告の提出後に支払う。ただし、契約の相手方から請求があったときは、必要に応じ、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払を行う。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号

内水面における第5種共同漁業の免許を受けた者が、平成12年度において達成すべき当該内水面における増殖目標量を次のとおり定めたので告示する。

平成12年4月18日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 竹 内 勉

第5種共同漁業権者			増 殖 目 標 量										しらうおの産卵床の造成	えびの増殖場の造成	ほら及びせいごの稚魚のその上の助長のための魚道開削および汲み上げ放流 (回)	
免許番号	漁業権者の名称	漁場の区域	種 苗 の 放 流													
			あゆ	にます	いわな	やまめ	降海性あまご	こい	ふな	うなぎ	わかさぎ					
			(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(千尾)	(回)	(千粒)	(平方メートル)	(平方メートル)	

内 第1号	共 号	千代川漁業協同組合	千代川水系に係る河川	950	10	12	120	5	10						
内 第2号	共 号	天神川漁業協同組合	天神川水系に係る河川	320	6	10	50	5	5						
内 第3号	共 号	日野川水系漁業協同組合	日野川水系に係る河川	950	10	10	110	5	50						
内 第4号	共 号	湖山池漁業協同組合	湖山池						50	50	50	50,000	600	2,000	
内 第5号	共 号	東郷湖漁業協同組合	東郷池						25	40	60	10,000	400	1,000	6

備考 にじます種苗及び河川に放流するこい種苗は、体長10センチメートル以上のものとする。

## 公 告

鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）附則第3条第2項の規定により、平成11年4月1日から平成12年3月31日までの間の各実施機関における運用状況を次のとおり公表する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の件数及び処理状況

(件)

区 分	件数	処 理 状 況				
		開示	部分開示	非開示	取下げ	処理中
公文書開示請求	69	19	36	10	1	3
任意的開示の申出	5	0	3	2	0	0
合 計	74	19	39	12	1	3

2 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の実施機関別内訳

(件)

実施機関	公文書開示請求	任意的開示の申出	合計
知事（知事部局）	67	5	72
知事（企業局）	0	0	0
病院事業管理者	0	0	0
教育委員会	2	0	2
選挙管理委員会	0	0	0
人事委員会	0	0	0
監査委員	0	0	0
地方労働委員会	0	0	0

収用委員会	0	0	0
海区漁業調整委員会	0	0	0
内水面漁場管理委員会	0	0	0
合 計	69	5	74

## 3 公文書開示請求（任意的開示の申出を含む。）の請求者別内訳（件）

県の区域内に住所を有する者	48
県の区域内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	21
上記請求者以外のものからの任意的開示の申出	5
合 計	74

## 4 不服申立ての件数及び処理状況

区分	件数	処 理 状 況								
		鳥取県公文書公開審議会			異議申立てに対する決定等					
		諮問	審議中	答申	認容	一部認容	棄却	却下	検討中	取下げ
今年度	6		3	3		2	1			
繰越し	3			3		2	1			

注 繰越しは、前年度以前に受けた異議申立てのうち、平成11年度において鳥取県公文書公開審議会で審議したものをいう。

土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定に基づき、次のとおり審理を開催する。

平成12年4月18日

鳥取県収用委員会会長 藤 原 和 男

## 1 期日

平成12年4月25日（火）午後1時30分

## 2 場所

米子市末広町74

鳥取県立米子コンベンションセンター6階 第7会議室

## 3 件名

特別高圧送電線中国東幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13第1項の規定に基づき、第29回採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 平成12年6月6日（火）午前10時から

(2) 試験の場所 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁講堂

## 2 試験科目及び試験時間

試験科目	試験時間
ア 岩石の採取に関する法令（環境保全関係法令を含む。）	2時間
イ 岩石の採取に関する技術的な事項	

## 3 受験申込手続

次の書類を平成12年4月18日（火）から同年5月16日（火）までの間に住所地を管轄する土木事務所に提出すること。

なお、郵送の場合は、平成12年5月16日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。また、受験願書及び履歴書は、各土木事務所に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

- (1) 受験願書
- (2) 履歴書
- (3) 写真（手札形（8.0×11.0センチメートル）とし、出願前6か月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの。）

## 4 受験手数料及びその納付方法

- (1) 受験手数料 8,000円
- (2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

## 5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各土木事務所に問い合わせること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成12年4月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達件名及び数量 「とっとり県政だより」の印刷業務  
1回につき205,400部 12回発行
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札決定日 平成12年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所 今井印刷株式会社  
米子市富益町8
- 5 落札価格 25,147,122円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札広告公告日 平成12年2月18日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名 鳥取県出納局会計課  
称及び所在地 鳥取市東町一丁目220



---

雑 報

---

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の5第1項に基づき、鳥取県知事の委任にかかる危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成12年4月18日

財団法人消防試験研究センター理事長 小 宮 多 喜 次

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日 時
甲種危険物取扱者試験	平成12年6月18日(日)午後1時15分から
乙種危険物取扱者試験	〃
丙種危険物取扱者試験	平成12年6月18日(日)午前10時15分から

2 試験場

鳥取県庁講堂	鳥取市東町一丁目220
鳥取県立県民文化会館第1会議室	鳥取市尚徳町101-5
鳥取県立倉吉体育文化会館大研修室	倉吉市山根529-2
米子商工会議所大会議室	米子市加茂町二丁目16
米子職業能力開発促進センター大教室	米子市古豊千520

3 受験願書の受付期間

平成12年4月18日(火)から同月28日(金)まで（郵送による場合は、平成12年4月28日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎8階  
財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、甲種危険物取扱者試験にあつては5,000円、乙種危険物取扱者試験にあつては、3,400円、丙種危険物取扱者試験にあつては、2,700円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防課、各消防局又は各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話0857-26-8389）に照会すること。